

令和3年2月24日

土岐市長 加藤 淳 司 様

土岐市情報公開・個人情報保護審査会
会長 紙野 健 二

公文書開示決定等審査諮問事項の答申について

令和2年9月18日付け土総第1568号で諮問のあった、下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

公文書一部開示決定処分に対する審査請求について

答 申 書

第1 審査会の結論

土岐市長が審査請求人に対して令和2年5月27日付けで行った公文書一部開示決定処分について、実施機関が開示するとした監視カメラcに関する公文書については開示すべきであるが、その他の部分については妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の開示請求

令和2年5月14日、審査請求人は、土岐市情報公開条例（平成11年土岐市条例第26号）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年5月27日、実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書の一部が不存在であるとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和2年8月19日、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の補正

審査請求書の法定記載事項のうち、実施機関の教示の有無及びその内容について記載がなかったため、令和2年8月28日付土総第1390号で補正を求め、審査請求人は、同年8月31日に補正書を提出した。

5 審査請求の対象

本件審査請求の対象は、次の一部不開示（不存在）とされた公文書である。

- ① 過去に土岐市立総合病院（以下「病院」という。）の相談室に備え付けられていた監視カメラaの（2）設置年月日、（3）性能、（4）ステッカー表示（いつからも）、（5）機種、（6）終了年月日について記された公文書
- ② 現在病院の相談室に備え付けられている監視カメラbの（4）実施状況について記された公文書
- ③ 現在病院の守衛室前に備え付けられている監視カメラcの（6）記録、再生する装置はどこにあるのかについて記された公文書

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨は、一部不開示（不存在）とした部分の公文書は存在しており、開示すべきであるというものである。

なお、反論書において、仮に監視カメラbによる録画録音がなされていないとすれば、掲示物（ステッカー表示「24時間監視録画中」）により事実と異なる表示はやめ、相談室から監視カメラを撤去し、防犯上の問題は他の方法で解決すべきであると述べている。

2 審査請求の理由

① 監視カメラaは、令和元年9月17日及び同年10月1日に、審査請求人が相談室の中へ入った時に確認しており、傍証3・4・5で示すとおり存在していたため、備品管理台帳を公開すべきである。

また、令和元年9月17日及び同年10月1日に起きたことは、病院に記録されており、審査請求人の個人情報であるため、カメラa及びステッカーが不存在で、記録（公文書）がないのはおかしい。2年から5年保存していないといけない。

監視カメラaについて、購入が費用勘定「消耗備品費」としても、継続使用されたのだから、カメラbと同様に備品管理台帳に記載されていなくてはおかしい。

② 監視カメラbについては、ステッカー表示「24時間監視録画中」のとおり運用されており、審査請求人及びその妻の映像が録画録音されているため、その実施状況について記された公文書は存在しているはずである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の処分に対する弁明の趣旨は、監視カメラcに係る「(6) 記録、再生する装置はどこにあるのか」を記した公文書については認容（適正管理のため、備品管理台帳に当該事項を記載し、審査請求人に提示する。）し、それ以外については本件処分の決定は妥当であるというものである。

理由としては次のとおりである。

① 監視カメラaについて、令和元年9月17日及び同年10月1日に存在していたことは認めるが、備品登録をしていないため、備品管理台帳等の公文書は存在しない。

実施機関では、4号証の土岐市病院事業財務規則（平成26年土岐市規則第10号。以下「規則」という。）別表第1中「資産勘定「備品」」に該当するものを備品管理台帳で管理しており、監視カメラaは同表「費用勘定「消耗備品」」で購入しているため、備品管理台帳は作成されていない。

なお、監視カメラaは同年9月20日起動の確認をしたところ、故障していることが判明したため、同年10月11日にカメラbに取り替えた。

監視カメラbも消耗備品で購入しているため備品管理台帳の作成は必要ない

が、継続して使用していくものとして備品管理が必要と判断し、備品管理台帳を作成した。

また、この経緯については、審査会において、監視カメラ b は医療事故や苦情等に対応する安全管理室が管理していくものであるため、故障の有無などを備品と同様に確認・管理していくことが望ましいと購入当時の担当者が判断して備品管理台帳が作成されたと補足説明がなされている。

- ② 監視カメラ b について、ステッカー表示「24時間監視録画中」の掲示はしているが、それは暴力行為等に対する抑止的な措置を目的としており、実際のところ常時稼働はしていない。

2号証の土岐市立総合病院監視カメラ運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という。)のとおり、暴力行為等におよぶ恐れがあると判断した際に、当事者に使用可能か確認をしたうえで使用する運用であるため、審査請求人及びその妻が入室した際は監視カメラの使用が必要ないと判断しており、映像は録画録音されていない。

よって、(4)のうち実施状況が記された公文書は存在しない。

- ③ 監視カメラ c について、「(6) 記録、再生する装置はどこにあるのか」を記した公文書がなかったため本件処分では請求にかかる文書は不存在とした。しかし、今後公文書の適正管理を図るため、当該事項を備品管理台帳に記載し、審査請求人に提示することとする。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、監視カメラ a、b、cの公文書について存在を前提に、本件処分を取り消し、公開することを求めている。

実施機関は、監視カメラ c について「(6) 記録、再生する装置はどこにあるのか」を記した公文書がなかったため本件処分では不存在としたが、今後適正管理のため備品管理台帳に記載し審査請求人に提示するとし、それ以外に一部不開示とした公文書は作成しておらず不存在であるとしている。

まず、監視カメラ a に関する公文書であるが、実施機関の主張は、備品管理台帳は規則別表第1中資産勘定で購入した備品を管理するために作成し、同表中費用勘定で購入の消耗備品については備品管理台帳の作成を必要としない取扱いであり、監視カメラ a は消耗備品として購入したため備品管理台帳を作成していないというものである。

この主張は、規則に基づく事務処理がなされているとするものであり、それ自体としては合理的で信用できるものと考えられる。

また、監視カメラ b の備品管理台帳に関する実施機関の主張は、監視カメラ a と

同様に監視カメラ b も規則別表第 1 中費用勘定の消耗備品として購入したため、本来備品管理台帳を作成する必要はないところ、医療事故や苦情等に対応する安全管理室が管理していくものであるため、継続して使用し故障の有無などを備品と同様に確認・管理していくことが望ましいと購入当時の担当者が判断したというものであるが、同じく消耗備品で購入した 2 つの監視カメラの一方は備品管理台帳が作成されておらず、もう一方は備品管理台帳が作成されていることは、今回の件で混乱を招き、審査請求人の不信感を招く結果となったことは否めない。

しかしながら、備品管理事務にかかわらず、担当者の判断により、その裁量の範囲内で業務を改善していく行為は決して珍しいことではない。

今回の古い監視カメラ a に備品管理台帳が作成されておらず、新しい監視カメラ b に備品管理台帳が作成されていることは、管理の面からすれば適切な方向での改善と言える。

したがって、監視カメラ a の備品管理台帳がなく、監視カメラ b について備品管理台帳が存在することには不合理があるとは認められない。

次に、監視カメラ b に係る(4)の実施状況を記した公文書について実施機関は、ステッカー表示では 24 時間稼働中としているが、実際には 24 時間稼働しておらず、運用マニュアルにて稼働させるときは当事者に使用可能か確認して稼働することとしており、審査請求人との面談時は稼働させる必要がないと判断したため、録画録音していないと主張している。

この点、運用マニュアルによればカメラを稼働させるときは当事者である審査請求人に使用可能か否か確認の上稼働させることとなっているところ、実施機関は、今回の審査請求人との面談時において審査請求人に対しカメラを稼働させてよいか否か確認していない。

また実施機関は、今回の審査請求人との面談前に審査請求人から暴言等を吐かれるなどして審査請求人と敵対的な関係にあったわけではなく、今回の面談は単にカルテ開示に関する相談のため求められたに過ぎないことからすれば、今回の審査請求人との面談時において監視カメラの稼働の必要性を感じることもなく、監視カメラを稼働させなかったため録画録音されていないとの実施機関の主張は、直ちに不自然・不合理であるとは認められない。

なお、監視カメラ c に関する公文書については、弁明書にて実施機関は文書不存在を主張しつつ、今後はこのような処理をあらため審査請求人に対し作成した文書を開示するとしているので、これを了とする。

また、審査請求人は反論書にて、実際の運用と異なるステッカー表示への対処及び相談室からの監視カメラの撤去等を求めているが、それらは本件審査請求における当審査会の判断の対象ではない。

さらに、審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々の主張を行っている

が、これらはいずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

2 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、以下の点について付言する。

1 相談室のステッカー表示と監視カメラbの運用方法の乖離について

監視カメラbについて、実際には常時稼働していないものの、相談室内のステッカーにて24時間稼働中と表示している点について、実施機関は暴力行為等への抑止的措置としているが、医療についての相談をする部屋という性質も鑑み、その意図を正確に示す表記にあらためるべきである。

2 審査請求人に対する監視カメラの運用の説明について

病院職員が審査請求人に対し、存在する監視カメラの運用マニュアルについて不
存在であると説明し、また相談室の監視カメラが稼働していないにもかかわらず、
稼働しているかのような説明をするといった不適切な説明をしている。

このことが、審査請求人の不信感を招くこととなっており、個人情報を取り扱う
機関としてその説明責任を確実に果たせるよう、正確に説明するべきである。

第7 審査会の処理経過

	審査の経過
令和2年9月18日	諮問の受理（土総第1568号）
令和2年10月21日	反論書の受理
令和2年11月17日	審議（実施機関からの口頭による決定理由説明）
令和2年12月21日	審議

土岐市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	紙野 健二	学識経験者
会長職務代理者	愛知 正博	学識経験者
委員	廣瀬 誠	学識経験者
委員	加納 美江子	住民代表
委員	高井 哲雄	住民代表